

# 平成30年第8回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年8月2日(木) 13時28分から14時22分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	19番 原 心一		
会長職務代理	3番 公文 久郎	5番 森安 正	
委員	1番 三谷 富重	2番 大岸 高晴	4番 三木 克司
	7番 上島 陽子	8番 岡田 修一	9番 村田 正博
	10番 宗石 和彦	11番 横山 実男	12番 西岡 久
	13番 堤 昭雄	14番 西村 広幸	15番 小松 和啓
	16番 門脇 節夫	17番 山崎 彰	

4. 欠席委員(2名) 6番 水田 義郎 18番 小松 源一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第7号	使用貸借終了農地返還通知(報告)
	第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主事	久保井 祥太
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

議	長	開会(13時30分) 定刻よりちょっと早いですが、今日も予定の人数が全員出席を頂きましたので本日の会を開催したいと思います。大変暑い日が続いております。また、先の台風12号におきましてはですね、大変心配をされ、また、物部の方でもですね、先の台風によって洪水で非常に避難をせなあいかなとかいうふうなこともあってですね、大変な年でありましたが、曇ってきて雨が降ってちょっと涼しくなったかなあと思いましたけど、また非常に暑い日が続いております。それぞれ皆さん方も大変ご苦勞もあろうかと思えます。また、山田祭りもですね、今度の土曜日に開催をされるということで、本日から準備が進んでおるといふふうに聞いておりますが、大変暑い中ですので参加をされる方につきまし
---	---	---

てはですね、十分に注意をして頂いてですね、熱中症対策を取って頂きたいというふうに思っております。会にあたりまして、村田委員がですね、年金の推進部長をやって頂いておりますけども村田さんのご尽力によりまして農業者年金にですね、1名加入を頂きました。有難うございました。また今後ともご活躍を期待しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議案書の訂正がありますが、それは後でまたさせて頂きたいと思っております。本日の議事録の署名につきましては公文さんと三木さんをお願いを致します。なお本日欠席届けはですね、水田委員と小松源一委員から出ておりますが、水田委員さんにおかれましては何ヶ月か前から急に欠席しております。実は奥さんに会いまして心臓の弁をですね、ちょっと取り替えたというふうな手術をされたというふうなことを聞いておまして、今日はそのためにちょうどリハビリがあつて病院に行かなあいかんということで今日欠席届けが出ております。今日推進さんでも欠席の人がおりますけれども、本日の第8回の会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。その他の件につきましてはですね、最適化推進意見交換会の中でその他の中で一緒にやりたいと思っておりますので、選挙運動についてとそれから南国、香南三市の合同研修会を開催をしたいというふうなこともあつてですね、そのことにつきましてまた後で皆さん方にご報告をさせて頂きますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは本日の会をただ今より進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。それでは議案に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願い致します。

ごめんなさい、先に言いました訂正の件がありますのでそこをよろしくお願い致します。

事務局

はい、すいません、議案書に訂正がありまして4条、議案2号ですけど、4条の申請を削除してですね、5条の申請について3ページが削除で4ページについてちょっと1枚ですね、差し替えて置いております。実際4条の申請の方が、こちらの5条に移らして頂いたということになっておりますのでよろしくお願い致します。

議長

いいですかね。

事務局

はい。

議長

また後で資料についてですね、説明をする時にまた説明をして頂きたいと思っております。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願い致します。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、  
、申請地は土佐山田町杉田字柳ノ本133番、地目は田、面積は852㎡、外7筆、計8筆で合計2,747㎡、譲受人の耕作面積は20,033.66㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で10a当り364,000円で総額1,000,000円です。

2番、譲渡人、  
、申請地は土佐山田町船谷字黒田屋式251番1、地目は田、面積は253㎡、譲受人の耕作面積は7,183.22㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り1,000,000円で総額253,000円です。

3番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町有瀬字北ヤシキ883番1、地目は畑、面積は99㎡、譲受人の耕作面積は7,043.91㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転贈与、資料は3です。

4番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は物部町大柵字ニイヤ1962番3、地目は畑、面積は34㎡、外4筆、計5筆で合計520㎡、譲受人の耕作面積は15,046.06㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り1,923,077円で総額1,000,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、議案第1号につきまして質疑を行いたと思いますが、何かご質問は有りませんか。

事務局 補足を

議長 はい。

事務局 写真資料の4-2、下段の②の写真の左の木の下に掘っ立て小屋というかあるんですけども、肥料とかをちょっと入れてる小屋なんですけども、一応これについては取り壊しをして耕作をするということで復旧計画が出ています。以上です。

議長 説明がありましたが、皆さん方で議案第1号につきまして何かご質問は有りませんか。格段無いようですのでお諮りしたいと思いますが、議案第1号につきまして採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異 疑 な し ——

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての賛成の方の挙手を求めます。

——全 員 挙 手 ——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

議案第2号につきましては取り下げになっておりますので、続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町吉野字土居197番1、地目は田、面積は320㎡の内16.55㎡、転用目的は納骨堂 1基、権利の種類は所有権移転売買、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は6、農地区分は2種農地その他、調査員は宗石委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため第2種農地であると判断されます。

2番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]

■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町字浜道ノ東731番、地目は田、面積は2,907㎡の内1,232.02㎡、転用目的は堆肥舎、権利の種類は使用貸借権、建築延面積は615.60㎡、区域区分は市街化調整区域、開発行為は不要、農地区分は農用地、資料は5、調査員は西岡委員です。以上です。

議 長 はい、それではすいません、調査員の1番の宗石さんから説明をお願いします。

委員 (10 番) はい。香北町195号線吉野というところを南の方へ300m位入った山沿いの畑で、隣にも墓がいっぱい建っておりまして、その中に建っておる。多分問題ないと思われます。以上です。

議 長 はい、すいません、2番の西岡君。

委員 (12 番) はい。周囲の方の3名位の方の同意も頂いてますし、田役組合の水利検査の同意も頂いているようですので特に問題はないと思います。以上です。

議 長 補足説明まで終わりましたので、ただ今より、議案3号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。すいません、補足をすいません。

事 務 局 2番の■■■さんの今回4条から5条に変更した件ですけれども、今回5条申請になった理由としては、今回この農舎を建てるにあたって県の補助事業を使うことになっております。その事業主体がこの上野堆肥利用組合という形になってますので補助事業の関係で農舎を建てるのがこの利用組合で、■■■さんの農地を借りて建ててもらおうという申請であったため5条申請に変更を致しました。以上です。

議 長 組合員数って分かる。

事 務 局 組合の方はですね、一応3農家ということで■■■さんところが堆肥を作って、その上野の地区の組合の方がその堆肥を農作物を作るのに使うという循環をして利用を図るということで組合を作っております。

議 長 ■■■さん、外2人ということやね。

事 務 局 ■■■さんところが2つ、もう1つ、■■■さんです。

議 長 ■■■さん、まあいうたら親子。

事 務 局 親子です。■■■さん親子と■■■さんがひと農家ですね。

議 長 了解です。この件につきまして何かご質問は有りませんか。格段無いようですのでお諮りをしたいと思いますが、採決に入って構いませんか。

———異 疑 な し ———

議 長 それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局

議案第4号非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町佐野字ヤマサキ765番1、地目は畑、面積は2.08㎡、外1筆、計2筆で合計39.08㎡、非農地化した理由は、20年位前まで祖父がイチジクを作っていましたが、その後全く耕作されておらず、現在に至る。調査員は岩井委員で資料は7です。

2番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町岩改字駒土越1846番1、地目は田、面積は1,946㎡、外2筆、計3筆で合計3,217㎡、非農地化した理由は、地主が神奈川県に移住し、更に民家を離れ、周囲が山林となり、耕作条件が極めて悪く、平成12～13年頃より、杉を植林し、現在に至る。調査員は小松委員で資料は8です。

3番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町岩改字申ノキレ2639番、地目は田、面積は2,444㎡、外8筆、計9筆で合計6,926㎡、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪かったので平成14年頃植林し、現在に至る。調査員は小松委員で資料は9です。以上です。

議長

すいません、補足説明を岩井さんからお願いします。

推進委員  
(7番)

説明させて頂きます。まず、資料7-1を見て頂いてですね、これ住宅地図ですけども、これ日ノ御子土佐山田線ですけども場所はですね、大平の森林総合センターに入る道から入ってですね、100m行ってから南に50m位行ったところですよ。リビルト竹内っていう解体屋、ご存知やと思いますけどその南側になります。住宅地図を見て頂いてその入り口の両脇の田んぼのマークが2つ有りますけど、これは今申請されてる方の田んぼに両方ともなってますので、そここのところ、頭に入れて頂いて、見て頂いたらと思います。下の1と2を丸で囲んでますけど、ちょっとこれ小さいので次のページのですね、資料7-2を見て頂きたいんですけども、現在これひょうたんのような形の黄色で囲んでくれてます、上の半分から上の方が765-1です。手前の方が766-1ということで2つになってます。これからわかりますようにイチジクを作ってたようですけども、現在はもう、竹がいっぱい生えてですね、全く耕作のしようがないというような状態になってます。スス竹が、普通の竹がですね、いっぱい生えてます。そしてこのひょうたんの黄色で囲まれた写真が有りますが、その左側もですね、本人の土地になってますので非農地化しても問題ないと思います。以上ですが、なお補足でですね、②の方に向こうに田んぼが有りますけどもこれは他人のですので、ここの方にもですね、同意もいらないんですけど、もう同意を頂いちゃったらどうかというアドバイスはしてあります。将来的にはですね、なぜ非農地化したいかって目的が有りますしてですね、将来、竹を切ってますね、ここにお墓を作りたいと、次また出てくるじゃないかと思しますのでご承知頂きたいと思ます。というのも、長くなりますけども、佐野大橋という橋があげぼの街道から伸びて来てるんですが、これがあげぼの街道、橋の西をずっとまっすぐ行きますとですね、山に突き当たってます。この山の上にはちょうどこの申請されている方のお墓がありまして、それが今度道にかかるようです。そこへ持って来たいというような意向がありますんで、また、次いつ出てくるかわかりませんが、後日また出てくるんじゃないかと思ってますんで、一応私の説明は、それです。以上です。

議長

2番小松さん、すいません。

委員 (15 番) はい、資料の 8-1、それから 2 つありますけど、2 つの場所は県道香北野市線沿いにあるので、龍河洞の上の山、秋葉山から東へ数キロの場所にあるのは資料 8 の方です。そして北向きに数キロにあるのが、資料 9 番の方の[ ]さんの場所です。[ ]さんの件につきましては書いてあるように[ ]の方に移住しております、両親がおったわけですけど、若い人は若い時から県外へ出ておまして、おりました両親も既に亡くなっておられて周囲が共に山林となっております。周囲も全部山林でございまして別に問題はないと思われまして。

そして[ ]さんの件につきましては、ここも両親が亡くなりまして、娘さんが[ ]の方におられますが、その方が引き継いでおりますが、資料見て頂いたら分かるおと、山林もしくは雑木林となっております。そして資料 9 の 4 で⑤番⑥番に家が写っておりますが、これは[ ]さんの、娘さんの実家です。現在は誰も住んでおりません。周囲が全部ここも山林になっておまして、問題ないと思われまして。以上です。

議長 すいません、小松さん、ほいたら 2 番と 3 番とやってくれたがですね。

委員 (15 番) はい。

議長 ただ今より議案第 4 号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思っております。皆さん方でご質問があれば頂きたいと思っておりますが、何かご質問はありませんかね。

岩井さん、すいません、この資料 7-2 ですよ。上と下に 2 つ写真が載っていますが、黄色うに囲んでくるところだけを非農地にして、その隣は非農地じゃないがですよ。

推進委員 (7 番) 違います。番地が違いますので。

議長 はい。

推進委員 (7 番) 767 番地。そこも自分とこです。

議長 ただ同じような条件やけど、片方非農地にして片方せんというのはどうや。

推進委員 (7 番) ようわからんです。

議長 確かに切り図を見たらですね、この黄色い線の南側なんかは特に、上もそうやけど、道があって、それから非農地があってその奥に農地がありますけど、同じ人なら分かるがですよ。ただこういう例は、私、今まで全然ありません。

推進委員 (7 番) もう竹がびっしり生えてね。

議長 いや、けんど竹が生えるのはわかるけんど、竹は上段の写真の方で奥の方では竹は確かに生えちゅうかもわからんけんど、手前の方とか、下段の②の写真ではよね、竹はそらあ、きれいに刈っちゅうかもしれんけど、妙に生えちゅうような。

推進委員 (7 番) 手前は生えてないわね。

議長 まあ、15 年間穏便にですね、過ぎしちよったら、そら非農地になるというがですよけんど、普通はここへ建物を知らん間に建てちよったとか、木がかなり大きゅうとかいうことになって非農地になるがやけんど。この場合、如何なも

んやろうかと私は思うけど、皆さん方、何かご意見あれば頂きたいと思いません。

はい、どうぞ。

事務局

はい、補足です。一応現地の方は見に行きまして、この黄色の線で囲んでいる、上の写真で言うとちょうどその木が生えてないところを左側を線で囲んでいますけど、そこがちょうど筆が違う境でして、その右側ですね、道のアスファルトとか砂利とかがですね、びっしりあってですね、すぐにはちよつと農地に戻せるような状況ではなかったです。左側の方はですね、そんなに石がなくてですね、土の状態なのでここをちよつと非農地するのは難しいということで、その砂利の部分とその竹が生えている部分については可能であるということで申請をしてもらうようにしました。

議長

普通、境界がもうちよつとしっかりしちよつとよね、同じ人の土地なので境をせずに一体的に作りゆうということはわかりますけど、現場を私もこの砂利が、農地の方へ砂利が入ってきちゆうことはわかりますけど。けど、この非農地にしない方は今までどうしよりました。ここも非農地と同じような状況ですか。何も作らずにずっと。

推進委員

作らずにおったです。

(7番)

議長

でもきれいに管理はしちよらあね。

推進委員

してます。してます。きれいに管理をね、そうね。

(7番)

議長

これを果たして非農地といふかなといふふうに私はそういうふうに思うがですけど。皆さん方からのご意見も聞いておきたいと思えますけど、何かありませんかね。はい、公文さん。

委員(3番)

香美市農業委員会の非農地証明の取り扱い要領とありますがね。この要領は18年3月1日に総会で決定されたものが今までも使われておりますが、この中の項目、第4は主になると思いますが、第4の中で1～6まであります。これのいずれかに入るといふことで判定で、それで非農地ということにしておるわけですが、この写真を見ただけで判定が出来るかどうかといふことがひとつになると思えます。これの何へ判定して非農地として出しておるかといふことを、まず、それを知る必要があらあせんろうかと思えますが、どうでしょう。

議長

申請の段階でね。

事務局

4-3. 要綱をちよつとここへ持ってないので。15年農地で無くなってから15年以上、無事に特に苦情も無く、平穩無事にきてるものに該当する。

委員(3番)

耕作不適、耕作不便なやむを得ない理由で15年以上耕作放棄により自然廃した土地で容易な手段で復旧ができないということですね。

事務局

そうですね。

委員(3番)

それを見た場合に、色分けしたものでこれをあちこちこう比較してみても判定できるかどうか

議長

ただね、15年間放置をしたっていう状況ではないと思う。私はそう思う。写真で見るとその山の方にある木がうっそうとしちめ

うところよね。そこが竹が生えちゆうという。そこやったらわかるがですよ。ただね、下段についてはね、15年間ただ放置した、草は刈って管理はしよりましたよ。草を刈って管理をしよったということは、その耕作放棄には当たらんと思うね、一応。

事務局 車が入っても大丈夫なような状況にはなってます。土じゃ無いので煮え込んだりとりいうことはこの部分はない。

委員(3番) それでは参考までですけど、その今度非農地にした後の使用はどのようにするかという何かそんな目的は聞いてはないです。

事務局 墓地。あけぼの街道が通る関係で。

委員(3番) 墓地にするということで非農地にしたいと。

事務局 そのこの代替地を探していると。

委員(3番) その目的で墓地ということでやった方がえいんじゃないでしょうかね。非農地じゃなしに。

委員(4番) 転用でもかまん。

事務局 転用申請では建たん。1種農地になって集落接続が取れません。

委員(3番) そういう場合には非農地に変えておいて墓地にするそういう手段しても別に不都合はないということです。

事務局 そうです。そうですね、農地の方は。

委員(3番) 目的がそういうこと。その目的を先にしてくれたらわかりますけど。

推進委員(7番) 先に説明しましたよ。

委員(10番) すいません。  
ここをえらいきれいに刈っちゆうけんどもね、田っていうことで補助金とかあ  
あいったものは全然貰ってないろうかね。

事務局 転用とかですね、非農地証明の申請が出たら農政課とちょっと協議して対象地であればそういう申請はできませんと言うてますので。直接支払い等の補助金を出てない農地になります。

委員(10番) なってない。

事務局 はい。

委員(3番) こういうやり方があるということかえ。

事務局 そうですね。

委員(3番) 全部非農地にしておいて、その墓地だけの部分をその内何㎡とかいうようなことじゃなしに。この面積はどのくらいある。



議 長 ㎡的に言うたら写真の上段が2.08ですか、そういうことよね。

事 務 局 そうです。

議 長 下が37㎡っていうことですので。これどこが接続をしちゅうの、ここ。別々。写真が非常に見難いわけですけど、切り図ではですね、こういうふうにつけています。切り図のこの先の端、この突先ですよね、これが下段の写真の左の端。剣になっちゅうところね、それがこらしいです。それから奥へずっときて下段の写真の右の三角に広がっちゅうところが、この上に接続をするというふうな写真になっちゅうらしい。面積的に言ってもですね、この切り図で見てもそんなに2.08って面積が全然違う。もっと切り図で見たら2.08の方が広うに見える。この写真の境界がどこなのかははっきりせんがやね。極端な話、けんどの切り図で見たら2.08。  
これ周辺で圃場整備しちゅう。

推 進 委 員 周辺っていうか、道路から右よね、圃場整備しちよらあね。  
( 7 番 ) 最初言いよった地図を見てもろうた方がわかる。

議 長 今申請をしようとするところは圃場整備かかってないところよね。  
面積的に言えばあわせてもですね、39.08ということですので、そんなに広い面積ではないし、お墓にするには適当な面積かなという思いはします。

推 進 委 員 1番の方に墓をしようとしゅうわけね。竹やぶのところに。  
( 7 番 )

事 務 局 切り図はですね、大きくは無い、これは2.08、公図上は。でも実際は現地は大きいと思います。切り図上は同じ様な面積に現地はなってます。写真は車庫から撮った。森みたいなのが、こんな感じです。

議 長 ただそこが構造改善しちゅうところに接して道1つ隔てて接しちゅうがよね。1種農地ということはそれを含めて道を分断要件に入らんかったら、1種農地に含まれて10ヘク以上の面積に含まれて1種農地という扱いを受ける。それでお墓が出来ないということで、非農地にしておいて墓にしたいという意向よね。理屈はわかります。ただどうしてもいかんというふうな条件的に現場を見てもですね、できんという判断にはならんろうね。ここやったら致し方ないろうねという判断はできるろうね。そういうことで皆さん方から何かご質問はありませんかね、他に。何でもあればお聞きをしたいと思います。十分に納得をして頂いて採決をしたいと思います。何か他にご意見ございせんかね。

推 進 委 員 会長が言われるように766-1は厳しいなというのはわからんでもないです。  
( 7 番 )

議 長 それでないと2.08へはちょっと無理ですね。  
墓の場合は33㎡までやけども、今までに出てきた過程にはその途中へ進入路、駐車場いうふうなものを作りたいということになったら若干広いところまで認められんことはありません。ただ農地の形状によってはこれをまだ切るといふ訳にはいかんというふうな場合には若干遅れることについてもですね、許可を出れるというふうな判断をします。  
今はですね、1番のことについて集中的に審議しておりますが、2番、3番についても何か皆さん方から何かご意見ありませんかね。  
もう8も9もですね、完全に山林化しちゅうというふうな判断も出来るかと思ひます。  
誰かご意見ありませんかね。意見無いようでしたら皆さん方にお諮りをした

と思いますが、議案第4号非農地証明につきましてご異議ございませんか。

——異 疑 な し ——

議 長 はい、それでは議案第4号非農地証明願いについての賛成の方の挙手をお願い致します。

——全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第5号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いをします。

事 務 局 報告第5号農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。  
1番、貸人、  
、借人、  
、申請地は香北町菰生野字ツボイ72番、地目は田、面積は650㎡、外2筆、計3筆で、合計2,515㎡、成立日は平成30年6月21日、解約日は平成30年6月22日、引渡日は平成30年8月20日、解約理由は売買のためです。  
2番、貸人、  
、借人、  
、申請地は香北町菰生野字西ヲソバ106番2、地目は田、面積は406㎡、外1筆、計2筆で、合計735㎡、成立日は平成30年6月21日、解約日は平成30年6月22日、引渡日は平成30年8月20日、解約理由は売買のためです。  
3番、貸人、  
、借人、  
、申請地は香北町美良布字三ヶー385番2、地目は田、面積は1,471㎡、外1筆、計2筆で、合計2,324㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成30年5月14日、解約理由は借り手の変更です。  
4番、貸人、  
、借人、  
、申請地は香北町吉野字ドロサコ2312番、地目は田、面積は1,878㎡、成立日、解約日は平成30年3月31日、引渡日は平成30年4月1日、解約理由は借り手の変更です。  
5番、貸人、  
、借人、  
、申請地は香北町吉野字ドロサコ2311番、地目は田、面積は1,782㎡、成立日、解約日は平成30年3月31日、引渡日は平成30年4月1日、解約理由は借り手の変更です。  
以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので、ただ今よりご質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんでしょうか。この議案第5号につきましては報告案件です。報告のみとさせていただきますが、構いませんかね。

——異 疑 な し ——

議 長 はい、それでは議案第6号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いをします。

事 務 局 はい、報告第6号農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は土佐山田町旭町4丁目72番1、地目は畑、面積は254㎡、転用目的は本造瓦葺き2階建て住宅1棟、権利の種類は所有権移転売買、

建築延面積は、45㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は10で調査員は事務局公文です。

以上です。

議 長

以上説明が終わりましたので、報告案件第6号の質疑を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

場所的には私の家の近くですが、なんまつのお寺の上り坂の左側です。この辺り、昔あんまり家が無かったんですけど、最近新しい家がどんどん建ってます。地震、津波の関係やと思いますけども、この辺家が最近増えてます。かなり高台になりますけどね、ここ。南の端は3m以上高台やないろうか。それから坂、上り坂ですのでこれを北向いて行きますと道路からどれ位の高さで接しちゃうか知りませんが、そういう状況のところですよ。山高の前を東へ行って突き当たったところですよ。その左手。

格段有りませんか。無ければこの件につきましてもですね、報告のみとさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、説明をお願いします。

事 務 局

諮問第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明致します。議案書は9ページから11ページとなります。

まず売買の方の説明を致します。9ページとなります。9ページについては売買ですので写真資料も今回あります。資料は11～13です。

1番につきましては土佐山田町小田島地区の農地で、  
致しまして、その後ですね、  
の  
さんが購入する予定になっております。この農地ですでもう借りつけてニラを栽培していますが、ニラを栽培する予定です。

2番につきましては土佐山田町松本地区の農地で、  
さんが購入する予定となっております。今後も水稲を栽培する予定です。

3番、こちらも土佐山田町松本地区の農地で、  
こちらは  
の  
さんが購入し、現在は水稲ではないですけど、水稲を栽培する予定となります。以上が売買についての説明となります。

続きまして貸し借りについてですが、10ページからです。

1番は土佐山田町明治地区の農地で、  
の方が青ネギを栽培する予定です。就農して5年を過ぎた方となります。

2番は土佐山田町松本と神通寺地区の農地で、  
の方が水稲を栽培する予定で再設定となっております。

3番は土佐山田町佐古薮地区の農地で、今後引き続き青ネギを栽培する予定で、再設定となります。

4番も同じ方がですね、土佐山田町杉田地区の農地で、青ネギを栽培する予定で、こちらも再設定となります。

5番は土佐山田町佐野地区の農地で、青ネギを栽培します。新規就農事業の対象者となっております。

6番は香北町大井平地区の農地で、野菜を栽培をする予定で再設定となります。

7番も同じ方で香北町大井平地区の農地で、こちらは水稲を栽培する予定で再設定となります。

8番は香北町永野地区の農地で、  
が野菜を栽培します。1日切れた関係で設定となっておりますが、再設定ということになっております。

以上です。

議 長

以上議案第7号につきまして説明がありましたので、ただ今より質疑を行います。

たいと思いますが、何かご質問等は有りませんか。格段有りませんか。無いようですので議案第7号の香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願い致します。

——全員挙手——

議

長

はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは次は第8号のその他の件ですが、後です、後です、その他の件でまとめて説明をさせて頂きたいと思っておりますので、本日の委員会の会は、議案につきましてはこれで全てを終了させて頂きます。引き続きましてですね、農地利用最適化推進委員の意見交換ですが、5分ほど休憩してから始めたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。大体揃うたら始めますのでよろしくお願い致します。

閉会（14時22分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 心 一 

署

名

人

公文 久 郎 

署

名

人

三木 克 司 